

參考資料

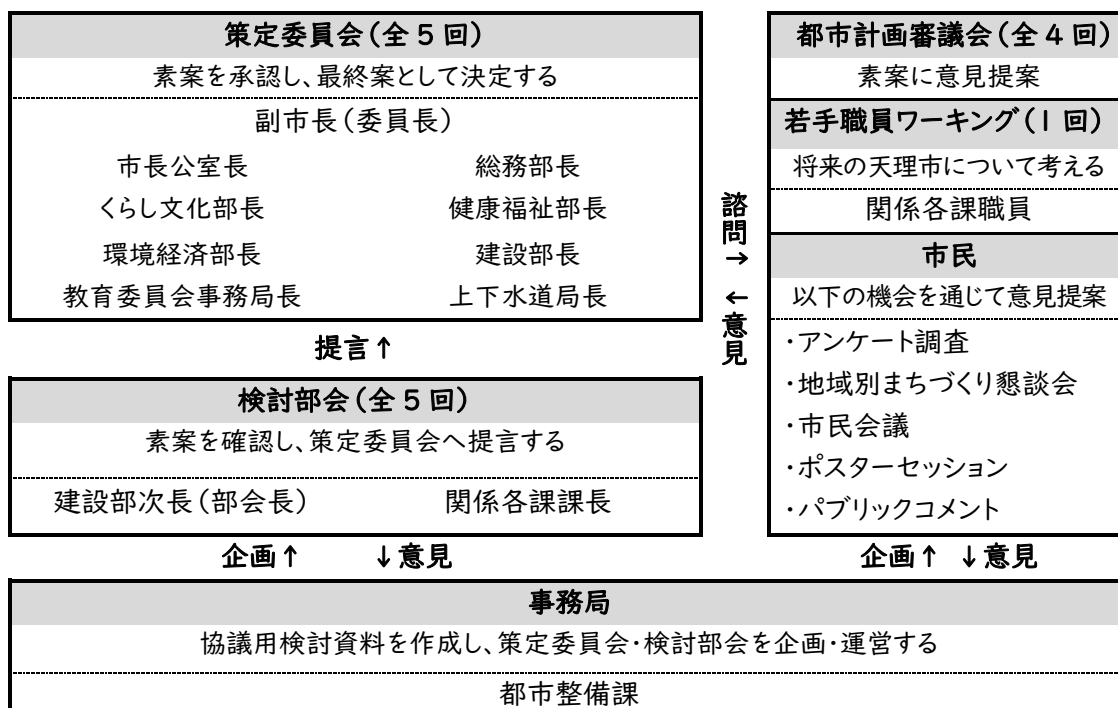
参考資料

I 都市計画マスタープラン策定方法

(1) 組織体制

都市計画マスタープランは、実効力のある都市計画行政の指針として運用できるよう、庁内調整を図るとともに、市民意向を十分反映させる必要があります。策定の体制としては、都市計画に関連する業務を所管する関係各課を中心とした計画検討体制（検討部会）と、その上部組織である策定委員会を中心として計画策定にあたります。

本都市計画マスタープランの策定において主要な役割を担う関連組織は以下の通りです。



(2) 活動記録

本計画策定に関する活動の記録を以下に示します。

年月日	活動名称	概要	
令和2年(2020年)	1月15日 ～31日	市民・中学生アンケート調査 ※中学生アンケートは各中学校にて直接配布	<u>実施概要</u> ・市民アンケートは、市民3,000人を対象に、現在の生活環境の重要度や満足度、将来の天理市のイメージ等について意向を把握するために実施 ・中学生アンケートは、各中学校2年生・3年生を対象に、将来の居住希望や、そのために優先すべき施策等を把握するために実施
	6月30日	若手職員まちづくりワーキング	<u>実施概要</u> ・天理市の将来を担う若手職員の視点から、将来の天理市について考えるワーキング(ワークショップ)を実施
	8月24日	検討部会(第1回)	<u>議事概要</u> ・都市計画マスタープラン改訂に係る概要説明 ・計画策定にあたっての留意点
	9月29日	策定委員会(第1回)	・天理市の概況と課題 ・天理市の目指すべきまちの将来像
令和3年(2021年)	1月27日	検討部会(第2回) ※リモート開催	<u>議事概要</u> ・前回会議の振り返り
	2月25日	策定委員会(第2回)	・策定の目的・まちづくりの課題 ・全体構想(案)/分野別の方針
	3月25日	都市計画審議会(第1回)	<u>報告概要</u> ・策定状況(全体構想(案)まで)について
	1月5日、10日、17日、25日、27日	地域別まちづくり懇談会 ・福住中学校地域 ・南中学校地域 ・北中学校地域 ・西中学校地域(2回)	<u>実施概要</u> ・地域別構想の地域区分毎に、お住まいの地域における「残したいもの」「改善したいもの」「創りたいもの」等の意見を基に地域の「強み」や「弱み」を考える、市民参加型ワークショップを実施
	12月21日	市民会議(第1回)	<u>案件</u> ・都市計画マスタープランの概要について ・まちづくり市民会議の役割について ・これまでの検討内容について(全体構想(案)まで)

年月日	活動名称	概要	
令和4年(2022年)	1月26日	検討部会(第3回) ※リモート開催	<u>議事概要</u> ・前回会議までの振り返り ・地域別まちづくり懇談会結果
	2月24日	策定委員会(第3回)	・地域別構想、各地域の課題、まちづくりのテーマ ・地域別まちづくりの方針骨子案
	3月25日	都市計画審議会(第2回)	<u>報告概要</u> ・策定状況(地域別構想への記載すべき内容について情報収集中)について ・まちづくり懇談会の開催について ・第1回市民会議の開催について ・今後のスケジュールについて
	4月14日	市民会議(第2回)	<u>案件</u> ・前回会議の振り返り ・全体構想(案)について ・地域別構想(案)について
	4月28日	検討部会(第4回)	<u>議事概要</u> ・前回会議までの振り返り
	5月26日	策定委員会(第4回)	・全体構想(案) ・地域別構想(案)
	6月21日	市民会議(第3回)	<u>案件</u> ・前回会議までの振り返り ・第5章「実現化の方向性」も含めた計画(案)全般について
	6月21日 ～10月3日	ポスターセッション	<u>実施概要</u> ・市民に計画策定の進捗を見える形で示すために、現時点の計画案を分かりやすく示したポスターを市庁舎内に掲示
	6月30日	都市計画審議会(第3回)	<u>報告概要</u> ・策定状況(計画(案)全般が概ね固まりつつある)について ・第2回市民会議の開催について ・パブリックコメントの実施について ・今後のスケジュールについて
	7月20日	検討部会(第5回)	<u>議事概要</u> ・前回会議までの振り返り
	8月16日	策定委員会(第5回)	・実現化の方向性(案) ・マスタープラン(案)の確認
	9月1日～ 10月3日	パブリックコメント	<u>実施概要</u> ・都市計画マスタープラン(案)の意見募集
	10月27日	都市計画審議会(第4回)	<u>報告概要</u> ・都市計画マスタープラン(案)の報告

II 用語集

あ	
アクセス	目的地までの交通の便や手段のこと。
アクセス道路	目的地に至るまでの道路のこと。
イノベーション	「技術革新」「刷新」のこと。技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことを指す。
インキュベーション	起業や新事業の創出を支援し、その成長を促進させること。立ち上げ初期のスタートアップやベンチャー企業の運営を支援し、その事業が利益を生み出し、成長しながら事業を継続できる状態にまでスピーディーに引き上げることを指す。
インバウンド	本計画での意は、訪日外国人旅行者のこと。新型コロナウイルスの世界的な流行により旅行需要が停滞し、感染対策のための入国制限等により訪日外国人が激減し、インバウンド市場は大きな打撃を受けた。
オーベルジュ	自然に囲まれた郊外のレストランで、その土地の食材を使って食事を提供する、宿泊施設を備えたレストランのこと。
か	
幹線道路	都市の骨格を形成する道路、または都市間を連絡する道路のこと。
既成市街地	都市において、既に建物や道路などが整備され、市街地が形成されている地域。
協働	共通の目的を実現するために市民と行政がまたは、市民相互が、自らの役割を自覚し対等な立場でお互いの特性や能力を活かしながら、連携し、協力すること。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として天理市立地適正化計画で定められる区域。
緊急輸送道路	高速自動車国道、一般国道、これらを連絡する幹線的な道路及びこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路のこと。

	グリーンツーリズム	農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、自然や文化、地域の人々との交流を図る滞在型の余暇活動のこと。
	景観計画	景観法に基づき区が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。
	景観地区	景観法に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定めた地区。
	建築協定	建築基準法に基づく制度で、一定区域内の環境改善などを図るため、関係権利者全員の合意により特定行政庁の認可を受けて、建築物に関する基準などについて定める協定のこと。
	広域避難地	大地震などで発生する市街地大火に対して広域避難の最終の目的地となる施設で、住民の生命の安全を確保する都市防災施設。一定の規模を有する公園緑地、学校施設など公共施設、住宅団地などが該当し、市が指定する。
	交通結節点	異なる交通手段(同じ交通手段の場合も含む)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設で、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などが挙げられる。
	国土強靱化	災害に対する事前の備えとして、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、また経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること。
	コミュニティ	一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団、地域社会。ここでは、住宅団地や各地域における近隣関係、地域の集団などを示す。
	コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	まちの中心となる拠点や生活の拠点となる地域に日常生活に必要な都市機能や居住が集約され、各拠点が利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造のこと。
さ		
	再生可能エネルギー	太陽光、風力そのほか非化石エネルギーのうち、エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱そのほかの自然界に存する熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの)を指す。
	里山	農地にクヌギやコナラの雑木林、川やため池等が接している二次的な自然環境のまとまりをいう。

	市街化区域	既に市街地を形成している区域、及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域として、都市計画で定めた区域。
	市街化調整区域	原則として市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。
	自助・共助・公助	災害対策において、「自助」は自らの命は自分で守ること、「共助」は隣近所が助け合って地域の安全を守ること、「公助」は行政が個人や地域の取組みを支援するなど、「自助・共助」では解決できない対策を行うことをいう。
	市民農園	農地を所有していない市民が利用できる農園のこと。一定の小規模な区画に分割された農地を、一定期間借りて農作物を育てることができる。
	浸水想定区域	大雨による河川の氾濫などで、浸水が予想される区域。
	スポーツ・ツーリズム	スポーツを「観る(観戦)」「する(楽しむ)」ための移動だけではなく、周辺の観光、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイル。
	生活道路	一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路。
	生産緑地	公害又は災害の防止、都市環境の保全等を図るため、市街化区域内の農地等で、都市計画で定めたもの。
	総合計画	まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、行政運営の総合的な指針として地方公共団体が策定する計画。本市では第6次総合計画を令和2年4月に策定している。
た		
	地域地区	都市計画法で定められた住宅地、商業地、工業地などの土地利用上のゾーニングのこと。建築物の用途、建ぺい率・容積率などを定めた13種類の用途地域の他に、通常の用途規制を緩和・強化するために定めた特別用途地区、建築物の高さの最高・最低限度を定めた高度地区、火災予防のための構造を定めた防火・準防火地域、景観の保護について定めた景観地区・風致地区、緑地を永続的に維持・保全する特別緑地保全地区などがある。
	地区計画	都市計画法に基づく制度で、地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、特定の地域を対象として、建築物に関するきめ細やかなルールと生活道路や公園などの公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。

地産地消	地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組み。食料自給率の向上に加え、産直所や加工の取組みなどを通じて農業の多角化経営につながるもの。
中心市街地	商業・業務・住居などの都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている場所。
長寿命化	予防保全型の施設管理における、施設の使用期間の延伸のための点検、維持管理、修繕等の取組み。
デマンドタクシー	事前に登録を行い、予約があった時のみ運行を行う、乗合タクシーのこと。
天理市人口ビジョン（第2期）	本市における人口の現状を分析し、人口問題に対する認識・課題を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。
天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略	本市が安定した人口構造を保持し、若い世代を中心に将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚、出産、子育てをすることができる地域社会を構築することを目指した、地方創生に関する計画。
特定都市河川	①都市部を流れる河川②流域において著しい浸水被害が発生し、またはその恐れがあること③河道または洪水調整ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なこと、これらの3つの要件のすべてに該当する場合、特定都市河川に指定され、1,000m ² 以上の雨水浸透阻害行為に対して雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられる。
都市機能誘導区域	都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として天理市立地適正化計画で定められる区域。
都市基盤	道路や河川、下水道などに代表され、都市活動（生活や産業活動など）を支える基幹的な施設のこと。
都市計画区域	自然的、社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状と将来の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、都市計画法に基づき都道府県により指定された区域。本市は全域が大和都市計画区域に指定されている。

<p>都市計画公園</p>	<p>都市計画法に基づいて都市計画決定された公園。防災や避難場所の確保、ヒートアイランド現象の緩和等、都市が抱える課題の解決を図ると同時に、緑地が環境保全や住民の健康、文化的な生活に欠かせないものであるという観点から整備を目指すもの。</p>
<p>都市計画制度</p>	<p>わが国では、「都市計画法」により、まちづくりのルールが定められている。「都市計画法」は、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関して必要な事項を定めることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、それによって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。都市計画の土地利用計画は、住宅、店舗、事務所、工場など、競合する様々な土地利用を秩序立て、効率的な都市活動の増進、優れた環境の保護、特色ある街並みの形成などを目的とした「まちづくりのルール」となる。</p>
<p>都市計画道路</p>	<p>都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する幹線道路。</p>
<p>都市計画法</p>	<p>都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和44年(1969)施行。</p>
<p>都市施設</p>	<p>都市計画法において、道路、公園、水道、下水道、学校や病院など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。</p>
<p>土砂災害警戒区域</p>	<p>都道府県知事が、関係市町村長の意見を聴いて指定する、土砂災害のおそれのある区域。</p>
<p>土地区画整理事業</p>	<p>宅地の利用増進と公共施設の整備、改善をはかるため、道路や公園、水路などの公共施設の新設・変更と土地の区画形質の変更などによって健全な市街地の基盤整備を行う事業。</p>
<p>土地利用</p>	<p>ある地区の土地を様々な用途及び形態に使い分けること。都市計画及び都市地理的な視点から用いる。</p>

な	
内水氾濫	大きな河川の水位が上昇したために、そこに流れ込む水路の水が行き場を失って、宅地等に逆流したり、宅地等に降った大雨が、水路や下水道に排水しきれずに水が溜まること。
奈良県道路整備基本計画	道路における様々な課題や多様化するニーズに対応しつつ、県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための施策についての基本的な計画。平成26年7月に策定。
は	
ハザードマップ	災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にまとめたもの。最近では避難場所や避難経路などを書き込んだものもハザードマップと呼んでおり、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地震防災対策特別措置法により、洪水、内水、土砂災害、地震・津波・高潮に対するハザードマップを自治体が作成している。
バリアフリー	高齢者・心身の障害などハンディキャップのある人が社会生活をしていく上での、物理的（建物構造・交通機関など）、文化・情報面（点字・手話・音声案内・字幕・分かりやすい表示の不備）などの障害（バリア）を除去する（フリー）という考え方。交通バリアフリーとは、ハンディキャップのある人が公共交通機関や道路等を円滑に移動できるようにすることを意味している。
避難所	災害発生時または避難勧告が発令された際に住民が避難する場所の総称。災害によって自宅に住むのが困難な住民を一時的に滞在させるための施設。
避難場所	災害等で危険が迫った時に住民を安全に保護するため、一時的に避難する公園、施設のこと。
風致地区	都市計画法で定められた地域地区のひとつで、都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するために定められる地区のこと。
ま	
めぐみめぐる てんり	本市のブランディングプロジェクト。「めぐみめぐる てんり」は、“美しき健やかさを求めて”をキーワードに、歴史、文化、信仰、自然など幅広いポテンシャルを秘める天理のめぐみを発信することとしている。

	モニタリング	監視、観察、観測を意味し、対象の状態を継続または定期的に観察・記録すること。
や		
	大和都市計画及び吉野三町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	奈良県における、都市計画法に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、中長期視点に立った都市の将来像を示し、その実現に向けて広域的な視点から都市計画の基本的な方針を定めるもの。
	優良な農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
	用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など13種類がある。
ら		
	ライフスタイル	「生活の様式や営み方」を指し、一般的には、「人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方」という意味で使われ、その人の人生観なども含め「生き方そのもの」を指す。
	立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版のこと。
	リノベーション	既存建物に修繕・改造などを施すことにより、その機能を向上し価値を高めること。リフォームがクロスの張替えなど小規模な修繕にも使われるのに対し、壁の位置を替えるなどより大規模な改修を行う場合に使われることが多い。
わ		
	若手職員ワーキング	天理市若手職員の視点で、未来の天理市がどのようなまちになってほしいか、天理市全体の将来のまちづくりの課題、将来像、まちづくりの方向性について考えたワーキング。

A~Z	
AI	Artificial Intelligence の略語。人工知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムのこと。公共インフラの維持・管理や自動運転など、まちづくりにおける活用が期待される。
IoT	Internet of Things の略語。コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
SDGs	2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、本市としても積極的に取り組んでいる。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えている。
Society5.0	Society5.0は、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。Society5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となる。

天理市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する都市計画に関する基本的な方針として天理市都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、天理市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に係る事項の調査、調整及び審議に関すること。
- (2) 天理市都市計画審議会への都市計画マスタープランに関する案の策定に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープランの策定に係る必要事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、市長公室長、総務部長、くらし文化部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部長、教育委員会事務局長、上下水道局長をもって充てる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、策定委員会を総括する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定完了までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見をきくことができる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(検討部会)

第7条 策定委員会に、効率的な運用及び実務的な観点から検討部会を設けることができる。

- 2 検討部会は、部会長及び部員をもって組織する。
- 3 部会長は、建設部次長をもって充てる。
- 4 部員は、委員長が指名する都市計画マスタープランに関する課等の職員をもって充てる。
- 5 検討部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 6 部会長は、必要に応じて会議に部員以外の者の出席を求め、意見をきくことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成23年10月5日から施行する。

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

天理市都市計画マスタープラン(第3次)策定まちづくり市民会議設置要綱

(設置)

第1条 天理市の新しい都市計画マスタープランを策定するに当たり、広く市民の意見を取り入れるため、天理市都市計画マスタープラン(第3次)策定まちづくり市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、天理市の都市計画に関する基本的な方針について、意見交換、討議を行い、その結果を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 18歳以上の市民で、公募により選出された者 9名以内

(2) 地域に精通した者 10名以内

2 委員の任期は、天理市都市計画マスタープラン(第3次)の策定が終了する日までとする。

3 委員の報酬は、無報酬とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、市民会議を総括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 市民会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の市民会議は、市長が招集する。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 市民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 市民会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は令和3年6月24日より施行する。